

内閣参質二一四第一一號

令和六年十月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員齊藤健一郎君提出公益通報者保護法及び公益通報者保護制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員齊藤健一郎君提出公益通報者保護法及び公益通報者保護制度に関する質問に対する答弁書

一及び三について

現在、消費者庁において、公益通報者保護制度の実効性を向上させるため、「公益通報者保護制度検討会」を開催し、公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）の規定の在り方等について、様々な観点から検討を行っているところ、令和六年内に報告書が取りまとめられる予定であり、同法の規定の在り方等に係るお尋ねについては、現時点でお答えする段階にない。

二について

消費者庁において、公益通報者保護制度に対する認知度を向上させるため、経営者や就労者向けの研修動画等を作成し、同庁ホームページや雑誌等の様々な媒体への掲載を通じて、同制度の周知啓発を行っているところであり、こうした取組を引き続き実施してまいりたい。